

「2030年日米中の安全保障の6のシナリオと集団的自衛権」を考える (その2)

古川 利通*

要約

本章は、中国の安全保障政策が、中国社会の発展方向と政権党である中国共産党指導者の政治的志向および彼の人民解放軍を掌握する政治力によって基本的に方向づけられていることをあとづける。「社会主義」建設路線の違いと米ソ「平和共存」を修正主義と見る毛沢東の思考から発生した「文化大革命」(党内の実権派＝修正主義打倒を名目とする権力奪取闘争)によって中国社会は混乱し、毛沢東など党の政治指導者と軍閥的集団となった人民解放軍が結託し、「内乱」状態まで生みだした。この時期の安全保障政策は「全面戦争不可避論」にたち核兵器開発を展開しつつ、ソ連主敵論による「米中協調」外交が推進され、戦略的な中ソ国境戦争と云う局地戦が展開された。文化大革命後の80年代の「改革開放」期には、中国式「市場経済」の開始と発展とともに、一党支配の相対化をはかる「上からの改革」と「下からの民主化(言論の自由の要求など)」が結び付く契機が生まれたが、人民解放軍による天安門事件弾圧により伝統的な一党支配体制が復活した。この時期の安全保障政策は「全面戦争可避」論に基づく「全方位外交」が展開された。しかし、この時期の末期に、人民解放軍が独自の勢力として登場し、党中央の改革派の安全保障政策に反する「膨張主義的」軍事政策を出し始めた。

キーワード：「社会主義的」改造、文化大革命、「改革開放」、人民解放軍、80年代「民主化」、天安門事件

2016年9月28日受理(理論)

第3章 1948年から1992年までの中国の社会発展と安全保障政策の展開

①1948年から1979年までの中国社会の発展と安全保障の展開

〈文化大革命以前〉

1992年以前の前半期(1948年～1979年)、中国は、資本主義の発展が弱いなかで、「三面紅旗」「大躍進」^(注1)などの人民の大衆運動に依拠する社会主義的改造を強行的に遂行した。

土地政策では都市部の土地を国有化し、農村では集団化(土地の人民公社所有)をすすめ、工業部門ではすべての企業が「社会主義工業＝国有企業」と「公私

合営企業」として再編、設立された。1956年/57年には、農業部門では90%が「合作社」化し、工業部門では100%が「社会主義改造」された^(注2)。

この時期、中国の安全保障政策は、米ソの冷戦構造の中、外交的にはアメリカの「中国封じ込め」政策に抵抗するためにインドに接近し、中国周辺地域に「平和地域」を形成するために1955年にバンドン会議で「平和五原則」^(注3)を提起する一方、「向ソ一辺倒」の政策にもとづき「戦略的防御」のために核兵器保有をめざし、「戦役(局地戦争)」には「積極的防御」という基本的に防衛的な政策を採用していた。

1958年以後、毛沢東主席の権威の上昇とともに、「他人の侮りを受けたくなければ、原爆を持たないわ

*大阪健康福祉短期大学
連絡先：古川 利通
〒590-0013 堺市堺区東雲西町1丁2-7
大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科

けにいかない)、『毛沢東選集』第5巻)として「中国の条件にもとづいた核ミサイル時代の人民戦争」が主張されるようになった。^(注4)そして、1958年5月の中央党軍事委員会拡大会議では、彭徳懐(国防部長)によるソ連型の「近代的正規軍建設」の路線ではなく、戦略核ミサイル開発と人民戦争戦略の「二本足」軍事路線が採択された。

しかし、ソ連のフルシチョフ首相は、米ソの「平和共存」と「核不拡散=核独占」政策を維持し、独・仏の核兵器開発を避けるためにも、中国の核兵器開発を断念させようとした。58年8月の台湾に対する金門・馬祖島砲撃事変^(注5)に際しても、アメリカの第6・第7艦隊の台湾派遣に対して、ソ連は自らの核抑止力を示威して中国を支援する行動をとらず、59年にはついに中国に対する核ミサイル開発援助(「国防新技術に関する協定」の破棄)を打ち切ったのである。

以前からの「社会主義建設方式」の中ソの路線対立に加えて、「ソ連の核の傘に入らない」という中国の決断が、いわゆる「修正主義」論争と云われる「中ソ対立」を引き起こしたのである。

当時の中国は、国家財政が貧弱であり、通常戦力の近代化と核兵器開発を同時に追求することは困難であると考えられていたが^(注6)、戦略上は毛沢東の「第三次世界戦争不可避」論にもとづき強行的に核兵器開発をすすめ、1964年には原爆実験を行うにいたった。この時期、中国は核による「戦略的防御」政策を確立する一方、1949年までの「国民党との内戦」に引き続き、1950年の人民解放軍の「チベット侵攻」、1951年朝鮮戦争に「人民義勇軍」として参戦、1962年には中印国境での軍事衝突を引き起こした。

これらの「局地戦争」は、朝鮮戦争参戦のように本来の「国境防御」を実行したものもあるが、「チベット侵攻」や「中印国境紛争」は、中国の主観的な「国境」概念にもとづく中国独自の「積極的防御」政策を実行した。それは、たとえば「中国は武力によってインドを(国境)交渉のテーブルにつかせるために打撃を与え」国境問題を解決するという「毛沢東=人民解放軍」の思考法^(注7)を実践したものに他ならなかった。実際、中印紛争後の62年~63年に中国は国境を接しているモンゴル、パキスタン、アフガニスタンとの間に、「国境協定」と「友好不可侵条約」を矢継ぎ早に締結した。

建国初期のこの段階において、相手国が「大国」で

あるか「小国」であるかによって「武力行使」を選択し^(注8)、最良の軍事政策は「不戦掘敵」(戦わずして相手国を屈服させる)であるという戦略・戦術観、中印紛争については「自国の領土」に関して中国から砲撃を開始した「積極攻勢」であるにもかかわらず「自衛反撃戦争」と公式に規定する、特殊な「防御」観が中国(党指導者及び軍部)の軍事的思考に既に「はい胎」していたと考えられる。

〈文化大革命期の安全保障政策：人民解放軍=党軍の政治化〉

次の時期は1965年~78年にわたる「文化大革命」の時代である。文化大革命の実態と評価については、天安門事件の転末とともに、現代中国ではなお「政治的タブー」の雰囲気があり、客観的な認識は困難な状態にあるが、少なくとも中国共産党の「高度の中央集権的専制体制」と毛沢東の「個人的権威と意志」が結びついて生まれた政治軍事路線の対立にもとづく凄惨な政治権力闘争であり、国家と社会全体を巻き込む大騒乱であったということはできる^(注9)。

1960年代前半、中共中央では深刻な政治的対立と権力闘争が発生した。それは、恐るべき「弊害」をもたらした毛沢東主導の「大躍進運動」にたいする批判と、建国以来くすぶっていたソ連との連携の在り方とも関係する安全保障政策上の路線対立、そして毛沢東に対する「個人崇拜」的党運営と「組織」的党運営との対立などを含む複雑で全面的かつ深刻な対立であった。

「大躍進運動」による急激な人民公社化は、水利、農業生産に大きな打撃を与え、自然災害も重なって1500万人以上の餓死者を生みだし、人民公社で実行された非科学的な「鉄鋼生産」による粗悪品の大量生産は、工業にも打撃を与え、労働者雇用を激減させる結果をもたらした。

そこから「大躍進運動」を批判する劉少奇・国家主席や彭徳懐・国防部長(当時)の「経済調整」政策と、毛沢東の1966年の林彪宛「5・7指示」にみられる軍隊も政治・生産活動をやり、敵が来れば武器を取るという「人民公社」の軍事化を図る政治路線との対立が激化し、ソ連をモデルとする「軍の近代化と国軍化」(羅瑞卿・総参謀：当時)の方針と「世界規模の人民戦争」(林彪・国防部長：当時)を前提とする軍事方針の対立もまた先鋭化した。

毛沢東は「大躍進」政策の失敗を糊塗し、「大躍進」を修正する「経済調整」政策（劉少奇、鄧小平ら）や「四つの近代化」政策（周恩来）を打ち壊すために、1966年8月、国家権力の中枢にあった劉少奇・鄧小平など「資本主義の道を歩む実権派を叩き潰す」決定を中共第8期第11中全会で勝ち取り、劉少奇の政治的抹殺を狙い「大字報」で「司令部を砲撃せよ」と直接「大衆」に呼びかけるにいたった。

それ以後10数年にもおよぶ文化大革命の騒乱は、「死者1千万人以上、被害者1億人、経済的損失約5千億元」ともいわれるきわめて大きな「文革」犠牲を出したが、それは、確かに文化大革命の規模と深さが、「大躍進運動」によって甚大な被害をこうむった人民大衆の憤激と「学生、労働者、農民ら一般庶民の間に芽生えていた社会的不平等への不満」^(注10)が「一気に爆発し」、それと中国共産党内での権力闘争が「共鳴」して引き出された巨大な人民エネルギーを「解放」した騒乱であったからに他ならない。

しかし文革における膨大な犠牲の増大は、「人民解放軍は党の軍隊」であるという現在まで続く「神話」のもとで、党指導者と人民解放軍が結び付いた路線闘争および権力奪取闘争であったことに主要な要因がある。すなわち軍を党の誰が掌握するか、軍人の誰がどのような政治路線・権力を支持するか、人民解放軍が「国軍」ではなく「党軍」である「伝統」の中で争われたことに大きく困っていると考えられる。

文化大革命の「歴史劇『海瑞罷官』論争」、「紅衛兵」運動、「三角帽子をつけた党幹部の吊るし上げ」など表面的な「奪権」を叫ぶ大衆運動の動乱の裏で、相対立する党指導者たちと結び付いた人民解放軍内部の派閥抗争が文革の主要な対立基軸を形成していたのである。

文革初期の1965年1月、劉少奇国家主席が「国防委員会」を開催し、林彪国防部長をさしおき、人民軍総参謀長が国防建設に関する報告を行う。同年12月、林彪らの中共中央政治局は、上海で党常務委員拡大会議を開き、総参謀長羅瑞卿を「軍を篡奪し、党に反対した」として解任。1966年8月1日『解放軍報』は社説「我が軍を毛沢東思想の大きな学校にしよう」を掲載し、同年10月、党中央軍事委員会と軍総政治部^(注11)が林彪提案にもとづき「緊急指示」を出すと、地方の大学、軍関係学校の「紅衛兵」などの「造反派」が党委員会を「蹴り倒し」、上級軍事指導機関に対する糾

弾や国防省ビルの包囲等^(注12)の文革派の行動が開始された。

これにより、文革は軍部、軍隊を巻き込んだ騒乱となり、1967年の「造反派」軍隊と「右派＝実権派」軍隊の衝突で18万4千人が死傷したとされる武漢事件を一つのヤマとして、南京・長春・瀋陽・重慶・長沙などで大衆組織が公然と部隊の武器弾薬を奪う両派の流血の武闘闘争が拡大するにいたった。67年から68年夏まではほとんど「全面内戦」となり、文革犠牲者が著しく増大した。しかし、このような大騒乱を収束させたのは、やはり「人民解放軍」であった。全国29の一級行政区のすべて（新疆チベット自治区を最後に）に、「軍・指導幹部・大衆組織」（67年の毛沢東指示による）からなる「革命委員会」が成立したのは1968年9月であり、文革期中国の「権力機構の再編は各地方軍区の介入によって強引に進められ」^(注13)、一応収束をみたのである。

1969年4月の中共第9回大会は、「劉少奇打倒」「文化大革命の勝利」を宣言し、毛沢東・林彪の新指導体制を採択した。この大会で選出された指導部は党中央委員の45%を軍人が占め（従来は19%以下）、文革の「革命委員会」は「恐怖と猜疑心の中で極端なまでの毛沢東崇拜と肥大化した軍事独裁、さらには社会の軍事化」^(注14)を露骨に示した。

中国の発展を数十年「遅らせた」文化大革命の体制は、毛沢東に対する最も忠実な軍人で、党規約で毛沢東の「後継者」とされた林彪のクーデタ未遂事件とソ連への逃亡・墜落死（1971年9月）を契機に鎮静化した。その終焉にはなお毛沢東の死亡（1976年）を必要とし、1978年の「改革開放」まで、なお7年近くの歳月を要したのである。

この時期の中国の安全保障の重点は、なによりも文革初期1969年以後の「対ソ戦略」にあった。「中ソ同盟を復活させよう」（1965年）とした劉少奇を党から「永久除名」し、毛沢東が軍に対する統帥権を奪回したのは中共第8期第12中全会（1968年10月）であった。この時期、中国は文革によって国内の混乱は著しいものであったが、戦略的安全保障のための核兵器開発^(注14)は精力的に行われた。1966年に短距離ミサイル、1970年に中距離ミサイルに核弾頭を搭載する実験が成功し、1969年には、「ソ連国境付近で2回続けて警告なしの水爆実験」を実行した。

毛・林体制が確立した第9回党大会前の1969年3月

には、東部国境の陳宝島（ダマスキー島）で中国側の奇襲から1,000名近くが戦死（戦死者の大半は中国でソ連は60名）する軍事衝突が起こり、大会後の69年8月には、西部国境新疆ウイグル自治区の砂漠で軍事衝突が発生した。そして69年8月28日には中共中央が対ソ戦に備えて「祖国防衛戦争」の準備を国民に訴えた。

これらの「奇襲」はある見方^(注16)によれば、「自制」的「奇襲」であり、国境問題の解決が目的ではなく、紛争を引き起こすことにより、国内の混乱から国民の目をそらさせ、「反ソ非難」の大規模なナショナリズムの高揚をはかったものであるとする。しかし、それはたんに国民意識を徹底的に「反ソ」に向けさせるだけではなく、さらに進んで、「社会的帝国主義」に変質したソ連は「最も危険な存在」となったという「ソ連主敵論」をうちだすとともに、「アメリカ帝国主義」の「覇権」をもっとも敵視していた今までの対米戦略を大転換し、「敵の敵は味方」であるとして「対米協調」に踏み込む「手段としての国境紛争局地戦」の「惹起」に他ならない。すでに69年に毛沢東は、「ニクソン訪中」は「歓迎されるだろう」という内密のメッセージを送っていた^(注17)。「中ソ国境紛争」は、人民解放軍の軍事思考において「防御戦略」に従属する「戦役における積極的防衛」には「先制攻撃」も含まれることを「証明」した「奇襲」の実践であった。

1970年11月、周恩来首相は「幹部討論用」とする「中共中央のニクソン北京訪問に関する通知」を出した。それは「ニクソンの来訪は、ソ連修正主義・社会帝国主義を孤立させる重要な戦略的措置である。現段階での中ソの矛盾は対抗性の矛盾であり、わが国の対外関係において最も主要な矛盾である。・・・もし米帝国主義者がソ連修正主義とグルになれば、ソ連修正主義は一層凶暴になるであろう。米ソの結託を粉碎することは、ソ連修正主義の侵略的野望に対する重大な打撃ある」^(注18)と述べていた。米ソの「デタント」を一方で進めながらベトナム戦争で「泥沼」に落ち込んでいたアメリカのキッシンジャー大統領補佐官は、毛沢東・周恩来とともに米中「協調」を推進した。1971年に中国は、アメリカの後押しで中華民国（台湾政権）に代わって国連代表権を獲得し、1972年2月には米ニクソン大統領が訪中して「米中共同コミュニケ」^(注19)をだし、基本的には「反ソ連」の立場から米中関係を改善

した。

さらに、キッシンジャー・周恩来会談で日米安全保障条約について「日米安保は『瓶の蓋』である」^(注20)との認識にもとづいて中国は日米安保を「容認」したうえで周恩来は「国交正常化に際しては日米安保条約に触れる必要はない。日米関係はそのままつづければよい」として、日本の田中角栄首相とのあいだで「日中国交正常化」^(注21)1972年9月）が果たされた。その結果、同年12月には日中プラント契約などが結ばれ、日本の中国向けODAが大規模に提供されることなどによって日中の経済関係が急速に発展する土台が据えられた。

文化大革命が最終的に否定されるまでには、毛沢東の死亡と文革「4人組」や華国鋒主席^(注22)など毛沢東思想を墨守する文革派残存勢力を駆逐することが必要であったが、1978年11月の中共中央工作会議、第11期第3中全会^(注23)で、ついに鄧小平が公式に実権を握り、「階級闘争」の「永続革命」論が否定され、「四つの近代化」「实事求是」「改革開放」「思想解放」を軸とする「生産力発展至上主義」の中国式「社会主義近代化建設」にむけて中国社会の舵が切られたのである。

文革期の安全保障政策では、「戦略的防御」について「建て前」として「反覇権主義国際統一戦線」論が唱えられたが実際には「ソ連主敵」戦略が採用され、「米帝国主義」との「協調」という対外戦略の大転換がおこなわれ、1978年8月に日中友好条約の締結^(注24)、1979年に米・中国交回復^(注24)が実現した。

米中国交回復という「歴史的快挙」に「酔った」ニクソン政権以後のアメリカの政権は、中国に対してさまざまな支援を開始した。チベットのダライ・ラマに対するCIAの秘密支援の打ち切り、海軍による台湾海峡の定期パトロールの中止、科学技術とスキルを支援するための留学生受け入れや科学者の中国派遣などを皮切りに、この「支援」は「軍事情報の提供」などの「秘密裏の軍事協力」^(注25)にまで及んだ。

中国もまたこの外交成果によって「安心」して「韜光養晦」^{（とうこうようかい）}（鄧小平の言で、野心を隠し、力を蓄えるの意）の精神に基づき「経済成長」に取り組むことが可能になったのであるが、安全保障上の「戦役の積極的防御」の面では、2度にわたるソ連との国境紛争を実行し、米軍のベトナム撤退が目前となった1974年に中国はベトナムが実効支配していた西沙諸島を攻撃・占

領し「南ベトナム」海軍と衝突した。また1979年には「親ソ」政策に踏み込んだベトナムに対して「懲罰をあたえる」として「自衛反撃戦争」^(注26)を敢行した。この「中越戦争」は中国のベトナム侵攻を認めるカーターの『非公式な共謀』^(注27)のもとでおこなわれたが、このような米中の「軍事密約」は80年代に実行された「反ソ連のアフガン反乱軍、クメール・ルージュなどへの中国の武器供与」という米中の軍事協力の先がけに他ならない。^(注28)

この時期に、人民解放軍が遂行した「局地戦争」は基本的には党中央の政治的意思に基づく「戦略」に従うものであるが、その実行方式は「積極防衛」で勝利する、即ち先制攻撃でも防衛戦争であるという安全保障政策が継続されていることに注意を払うべきである。さらにこの文革期には、人民解放軍が「共産党の軍隊」であるという軍の性格の病理が深刻に示されたことが特筆される。文革派に与するか否かという党内政治対立によって軍隊が「政治軍閥化」^(注29)し、党の政治権力者にとって「軍閥的」性格を持つ人民解放軍を掌握することが重要な政治課題とされるとともに、党に対する人民解放軍内部で「政治軍閥的」軍人の部隊・部局単位の政治的経済的影響力が隠微に拡大したことである。

〈改革開放〉前期の安全保障：最も「安定」した80年代と天安門事件)

「内乱」^(注30)とも評価された「文化大革命」の混乱は、1979年からの「改革開放」政策によってようやく終息した。華国鋒体制のなかで実権を掌握した鄧小平は、第11期3中全会（1978年12月18日）で、「生産力の発展に照応しない生産関係と上部構造を変える」「幅広い深刻な革命」を実行するために、農業分野では「人民公社体制堅持のもとで、各種の農家生産請負制」を認め、工業分野では当面「対外貿易拡大、外資利用、先進技術・管理技術の吸収」のための対外開放戦略として、広東省の深圳、珠海、汕頭、福建省廈門に「経済特別区」を設定した。この時期の中国の経済制度は、私的企業が認められない100%の国有・公有企業と都市部の土地は国有、農村部の土地は人民公社の集団所有であり、あらゆる重要物資が国家によって国有企業に割り当てられ、統一的な計画価格によって決済される「計画経済」システムであった。

経済分野での「改革開放」の推進を進めながら、他方

で鄧小平は中共中央工作会議である「理論工作検討会議」（1979年3月）において、78年秋の政治的民主化容認の姿勢とは異なる「四つの原則」を提唱した。「四つの原則」とは①「社会主義の道」②「プロレタリア独裁」③「共産党による指導」④「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想」の堅持である。90年代まで「一つの中心（経済建設）、二つの基本点（改革開放と四つの原則）」は「国是」とされ、共産党の一党支配のもとで「社会主義的生産関係」をなし崩し的に衰弱させ、生産力増進のために「資本主義的生産関係による経済」を発展させる現代中国の基本的な枠組みがここに設定されたのである。そして、80年代は、国有と集団所有の「社会主義」的生産関係の中から「中国の特色を持つ資本の本源的蓄積」によって「私的企業者」が作りだされ始めた時期であり、同時に10%以上のGDP成長率を実現した時期でもあった。

この中国の就業者数の変化を表わす表は筆者が各種文献^(注31)から作成したものであるが、ここからただちに「中国の一党支配のもとでの資本主義経済（＝「社会主義」市場経済）」の30数年間の発展が、いかに急激かつ巨大な社会変化をもたらしたか、理解できるだろう。中国は30年近くに及ぶ年平均10%前後の驚異的な経済成長により世界第二の「経済大国」を作り上げたが、資本主義の発展が欧米や日本のような政治社会と市民社会の分離にもとづく「市民的自由」の秩序を形成せず、ジニ係数で示される日本（0.33）や米国（0.39）の格差を大きく上回る「不平等社会」をも同時に作り上げたのである。

そして何よりも問題であるのは、「社会主義的市場経済」と公式には表現される「中国の特色を持つ」資本主義は、資本主義である限り必然とされる「資本家層を創出」する「本源的蓄積過程」がどのように実行されてきたのか、現在でもどのように実行されつつあるかと云うことである。この「市場経済の主体」である「中国式資本家」の「創出プロセス」こそ今の中国で、党中央軍事委員会のナンバー2の将軍や党中央政治局常務委員（チャイナ・セブンといわれる権力中枢の一員）が汚職・腐敗で逮捕されることに象徴されている言葉の真の意味での「構造的腐敗」を生みだした源泉である。このような過程のなかで経済が「市場経済」に変わり、雇用構造が変化し、国民意識が変化した。そして共産党それ自体が変質したこの30数年間の政治支配メカニズムの変質の中で、中国の人民解放軍や安

表1

年：ジニ係数	農村就業者数 (農民)	企業形態別雇用者数： 国有単位	企業形態別雇用者数： 集団単位	企業形態別雇用者数： 民間企業	企業形態別雇用者数： 外資企業
1980：0.15	3億1836万人	8019万人	2425万人	81万人	6万人
1990：0.23	4億7708万人	1億0346万人	3549万人	671万人	66万人
2000：0.46	4億8934万人	8102万人	1499万人	3404万人	642万人
2010：0.49	4億1418万人	6516万人	597万人	1億0538万人	1823万人
2014	3億7934万人	6312万人	537万人	1億6866万人	2955万人

全保障政策は変化したのか、変化したとしたらどのように変わったのかが問われなければならないのである。

<農村の「市場経済」化>

四川省第一書記の趙紫陽が1975年から「四川の経験」として行った人民公社の「経営管理の下放」(管理権限を下部に委譲すること)と「家庭副業奨励」が農業生産の豊作をもたらし、更には「自留地の大幅拡大」「生産管理の作業請負制」の導入の成功経験をつうじて、79年には「農家生産請負制」即ち「農地所有権は集団＝人民公社がもつが農地の使用権を農村各戸に配分し生産を請け負わせる制度」が「公認」されるにいたった。80年には農業生産請負制は鄧小平の支持もあり全国に拡大し、農業生産は増大した。その結果、食料の統一買付(逆にいえば供出の強制)や統一販売(消費者からは配給)の廃止が「合理的」とされ、1984年には食糧生産4億トンという飛躍的な増産をもたらされたのである。「政社合一」といって行政と農業合作社が一つになっている人民公社から行政機能が郷・鎮政府に移され、人民公社は、農地所有権を形式上持つ単なる農業経済団体に改革された。人民公社の解体である。

党中央は「84年の農村工作に関する通達」を出し、農家生産請負制をさらに徹底させるために「農地請負期間の延長を承認」することにより、事実上、個人の営農と農地の占有を認め、85年には農産物の統一購入・統一販売政策を公式に廃止し、農業部門が市場に委ねられることになった。この農業生産物市場化の拡大過程で市場化の速度の差異が地域的、品種別に発生し、その間隙をぬって統一価格(安い配給価格)と市場価格(高い)との格差を利用した「暴利」を獲得する事例が噴出した。当初、農村ではなお「社会主義的理念」が尊重されており、農村で「資本」を蓄える「第一代の富豪」は、革命前に企業家であった者や、

革命に対する貢献度が低い「黒五類」の家庭の成員などが「当時の社会で軽蔑されていた『個人営業者』」に転生して形成されたとされる。^(注32) 農業生産の発展とともに農民の収入は増加したが、「農家生産請負」を獲得できるものとできない者との分離(郷や鎮の責任者や人民公社の管理者が請負を決定する)が発生し、農村における余剰人員も発生した。中共中央は農村経済発展・余剰人員吸収のために「郷鎮企業建設」を呼びかけた。この郷鎮企業をになう郷鎮人民政府は全国で9万2千、村民委員会は82万を数えるにいたった。そして、この郷鎮企業の管理者は多くの場合、その地域の党書記であった。

<工業部門の「経済特区」と国有企業改革>

中国の工業部門の「改革開放」は、鄧小平の「先富論」(「豊かになれる条件を持った地域、人々から進んで豊かになろう」)に導かれ、まず広東省など4つの「経済特区」で「豊かになる」『中国の実験』^(注33)が始まったが、それとともに産業部門の大部分を占めていた国有企業の改革の重要性も看過することはできない。

北京は「計画経済を主として市場調整を補助とする」方針のもとに、深圳など「経済特区」に、まず資本や技術を外国から導入してくれる輸出型製造業の「独資企業」(全額外国資本の企業)、合弁企業、委託加工企業を許可した。外国投資を呼び込むために、たとえば深圳市企画局の指導のもとにインフラを整備する都市計画が実行され、香港、台湾そして日本投資が増大し、安い労働力を使用して安価な輸出用商品が製造され、海外貿易が増大し始めた。それとともに一定の輸出を行えば国内販売も行うことができるようになり、国内市場へのアクセスもすすみ始めた。

グローバル経済が進展する中で、「経済特区」経済は著しく拡大し、1984年に北京は「経済特区」を超え

て沿海14都市を外国投資に開放した。このような「経済特区」方式による経済成長は、他のさまざまな事業主体のパフォーマンスにも大きな影響を与えた。

広東省などの「経済特区」において「国有企業」関係は「もっとも変化が少なかった」^(注34)が、国家経済計画の保護を受けず、県、鎮、行政村、都市の区の行政主体によって経営される「集体企業」や「郷鎮企業」、事実上独立した事業主体となった「農村家庭」は、先取的に土地の使用権を「受領」し、国有企業より資本力や技術力で劣っているにも関わらず、機敏さとスピードで消費者の需要にこたえ「市場経済」に対応し、大きく成長していった。しかし、このような「経済特区」やその他の地域の経済成長は、ありとあらゆる経済行為のチャンス「官僚機構と市場力の交錯する場」とし、「役人たちは公共の商品やサービスと交換に」「贈り物を受け取り」「公共財を私用に転用」したり、「資格を持たぬ親族や友人のために地位を提供」する現象が頻繁に噴出するに到った。

他方、国有企業改革も進められた。1984年中共第12期第3中全会において決定された「経済体制改革に関する決定」で、国有企業が「市場調整」に対応するために「工場長責任制」(経営請負制)が導入され、同年5月には国務院による「国有工業企業の自主権拡大に関する暫定規定」が出された。これにより国有企業は「計画以上の生産」が行われた場合、その増加した生産物を安価な「計画価格」ではなく、より高価な「自由市場価格」で販売することができるようになったのである。これにより国有企業管理者層に増産へのインセンティブと市場参入への動因が生まれ、利潤の企業への還元が可能になった。

ここで、政府が指標を定め計画価格で販売される商品と、自由市場価格による商品に格差が制度的に発生する「価格双軌制」が生まれた。価格双軌制では「計画価格」は政府が指標を出し計画価格で供給されるが、この「指標」の審査と「計画超過商品」を「転売」する許可権限を持つのが国有企業の管理者である「官僚」であり、「二重価格」によって生じる巨大な「差益」は多くの場合、「下海」した人々(「権力者の縁故者」あるいは「官僚本人」)によって「分割私有」された。何清漣^(注35)によれば、彼らは「官倒」(官僚ブローカー)と呼ばれ、1988年だけで「差益」は1000億元にのぼり、その7割が彼らの懐に転がり込み「資本の本源的蓄積は加速的に進行し」「第三代の富豪」

が発生したという。

鄧小平は「要するに公有制が主たる部分を占めることと共同で豊かになること、これが我々が堅持しなければならない社会主義の根本原則である」(1983年)「社会主義と市場経済の間には根本的な矛盾は存在しない。・・計画も市場もいずれも方法ではないか。生産力の発展に有利なら利用してもかまわない」(1985年)^(注36)と宣言される中で、土地もまた市場経済の対象とされるようになった。

都市部における土地の国家所有と農村部における土地の集団所有という土地の「公有制」と国有企業の国家所有の「建て前」さえ維持できれば、「土地使用権」の売買・譲渡を認め土地の市場化を容認し、国有企業管理者の「市場調整のための国有財産、国家企業生産物」の売買などが承認されるにいたった。

1986年の「土地管理法」は、誘致した外国企業の土地需要に対応するとともに、土地利用の活性化を通じて、国内で資本を調達するために、従来の「土地公有制」を改め、土地所有権とは区別される「土地占有使用権」の「行政による土地分与」と「有償譲渡」を広範に認めた。「土地利用権の市場化」である。これにより双軌制の下で「超過利潤を行政手段によって獲得するレント・シーキング」現象が土地についても発生した。1987年から1992年の「開発区ブーム」が引き起こされたのである。

1988年には、従来「暫定規則」「中央の指示」などで規律されるにすぎなかった「市場経済」に関する法的安定性を確保するために(この法的安定性は外資企業の要望でもあった)ようやく「82年憲法」の第一次改正が行われ、「土地の使用権の有償譲渡」第10条4項がさだめられ、第11条3項では「個人経営経済」を超える「私営経済の公認」^(注37)が規定されたのである。これ以後、中国は「国家が市場を調整し、市場が企業を調整する」段階に入ったとされる^(注38)。すなわち国家が「市場調整」の経済政策をもち、計画経済の実行が「空洞化」しつつある「国家所有」の企業と土地を保有すれば「社会主義」の「計画経済」だというのである。

<80年代の政治改革と天安門事件>

80年代は中華人民共和国の67年の歩みの中でもっとも「安定」した時代であるといわれるがそれだけではない。「米中協調」によるアメリカの対中投資の増大

を始めとする先進国諸国の「投資」と「技術」の導入が奔流のように中国に流れ込むことによって、「改革開放」による驚異的な経済成長が中国で生まれた。

もちろん「経済成長」にともなう「格差と腐敗」「環境汚染」などは既にそこかしこに現れていたが、膨大な数の人民の「起業」意欲が解き放たれるとともに、人民の就学意欲と余裕が生まれ、文盲率は1949年の80%以上から1992年の22.3%に減少し、人民の生活全般の向上には目を見張るものがあった。

中国の80年代は、国内的には、人民の教育改善や生活向上のエネルギー増大に支えられてさまざまな政治改革案が提起され、相対的に「自由」な「多様な可能性をはらむ」時代であったが、国際的には、「既成社会主義」圏の東欧、ソ連の「民主化」や「ペレストロイカ」運動が展開され、1989年に東欧諸国が「資本主義化」され1991年にはソ連解体にいたる激動の時代であった。

この緊張と危機の時代である80年代、中国の政治改革は、79年の経済の「改革開放」につづき、文革の大混乱の元凶であった個人への「権力の過度の集中」を抑えるための共産党の指導体制の改革を企図した鄧小平の「党と国家の指導体制の改革について」(1980年8月)の「講話」から始まり、1989年5月、天安門に集結した百万近くの学生・労働者等に対する鄧小平党軍事委員会主席の「平定」命令による人民解放軍の「血塗られた弾圧」(6月4日)^(注39)によって「終止符」をうった。

この10年近くに及ぶ中国の「政治改革」の波は、対外的には東欧諸国の民主化運動やゴルバチョフの「ペレストロイカ」などいわゆる「既成社会主義体制」の「崩壊」にいたる潮流と響き合うとともに、国内的には知識人・学生などの「社会主義的民主」を求める動きだけではなく、「改革開放」経済の発展の中で生まれた「格差と腐敗」に対する労働者の批判の噴出、待遇改善運動^(注40)などとも結びつく多様な側面を持っていた。

また80年代政治改革は、当初は共産党の指導部の改善から開始され、鄧小平に抜擢された胡耀邦・趙紫陽など一部党指導部によって精力的にすすめられた改革であり、終盤には一部党指導者と民衆運動の「つながり」^(注41)に象徴されるように「上からの改革」と「下からの変革」が結びつく可能性があった政治改革であった、などの指摘もあるが、「80年代政治改革」の

全容とその意義は、中国共産党が「天安門事件」に触れることを「政治的タブー」としている現状では依然として解明されていないままである。

1980年、鄧小平は「党と国家の指導体制の改革について」で、まず、性急な経済政策「洋躍進」^(注42)や中越戦争の「失政」を理由に党軍事委員会主席で「文革派残党」と見られていた華国鋒を退け、地方における「改革開放」実験で成果を上げた趙紫陽を総理に抜擢するとともに、自分自身を含めて長老の副主席を辞任させ人事の若返りを図った。

しかし、鄧小平が狙った「政治改革」の要は共産党の「人事体制の欠陥」の改善であった。鄧小平は「毛沢東の個人崇拜や官僚主義は、権力の過度の集中、高級幹部の終身制や兼職がもたらしたものである。官僚主義は個人の作風というより社会主義の制度そのものにある」という「新しい認識」を示したうえで、いわゆる「鄧・胡・趙トロイカ体制」を確立した。第12回党大会(1982年9月)で、胡耀邦総書記(主席制を廃し、集団指導体制における総書記^(注43))、鄧小平中央軍事委員会主席(兼中央顧問委员会主任)、趙紫陽総理が選出されたのである。

同大会はまた「高級幹部の党と行政にまたがる兼職を禁止」し、かつ「連続三選の廃止」を決定した。これは、直接的には幹部の終身制にもとづく家長長制支配の継続や兼職が生みだすさまざまな権限の癒着による特権の発生を防止し、「党の一元指導」の原則が実質的には「党第一書記の個人指導」に転化し特定の個人に「権力が過度に集中する」ことを防ぎ、行政法規の欠如している中で個人の権限と責任が不明確なることを妨げることを狙った措置であった。これは、おそらく鄧小平の意図においては、個人独裁を排除し、共産党一党支配を維持するために導入した「指導体制」の改善に止まるものであっただろう。

しかし、鄧小平のとくに「兼職禁止」の「指示」は、1949年以来国家権力を掌握した中国共産党が徐々に作り上げてきた政治支配メカニズムにおける枢要な「3つの規律」に変更が加えられる可能性を与えた。この「3つの規律」とは、第一に党組織内に行政・企業レベルなどに対応する「対口部」^(注44)を置くこと、第二に、国家組織(行政組織・全人代など)や地方組織、国有企業、社会团体などの内部に「党グループ(党委員会)」を組織すること^(注45)、第三に「中共中央が管理する幹部職務表」^(注46)による人事管理を行う

ことである。

この「3つの規律」は、党と国政は区分できないという「党政不分」の原則、また党の指導と企業の管理は区分できないという「党企不分」の原則とされ、党規約や党中央の通達によってルール化され、共産党支配のメカニズムのなかで基軸となるルールとして運用されてきた。その結果、行政機関はもとより司法機関や立法機関、大衆組織、国有企業などの「指導グループ」がほとんど党員幹部で占められるようになって、党グループはなくなるどころかいっそう強化され、あらゆる部門、部局に党グループのネットワークができた。党グループはもはや間接的チャンネルではなく、これら機関における党の代行機関となり、党が行政・立法機関の諸工作、大衆団体や企業の活動のほとんどを請け負うようになった^(注46)のである。

文化大革命は、このような党の政治経済支配メカニズムのなかで国政部門を担当した劉少奇国家主席ら「実権派」に対する大衆運動を利用した毛沢東党主席の「奪権闘争」であり、毛沢東が国家組織や党組織のヒエラルヒーを混乱に陥れ、新たに「革命委員会」をつくらざるを得なかった理由もここにある。

これに対して、80年代中葉からの胡耀邦総書記・趙紫陽総理の「政治改革」は、鄧小平の指示を契機として、或いは利用して、この「党政不分」「党企不分」の大原則^(注47)を否認し、党と国家の「分業」、行政と企業の分離まで踏み込もうとするものであった^(注48)。

第二次天安門事件直前の1988年4月には、党中央が「全国協商会議、全人代および機関党グループ廃止」を「批准」し、7月には「国務院各部の党グループを段階的に廃止する。国務院に直属する企業の党グループは即時廃止すること」を決定し、8月には中央政治局全体会議が「中央政治局内で国務院職能部門と重なっている『領導小組』(トップレベルの対口部)の廃止」を内容とする「党中央機構の改革実施方針」を承認する事態にまでなった。

すなわち、この趙紫陽による「上からの政治改革」^(注49)は、党中央外部の「二院制の導入」「完全な普通選挙要求」「中央政治局の廃止」「言論の自由」を求める知識人や学生、労働者の「下からの民主化」運動^(注50)と呼応して、中国の“党官僚資本主義”経済の発展の駆動力を培養する土壌となっている「党権力と国家権力の融合」および「党=政治権力と経済権力の結合」メカニズムの土台を揺るがす事態にまで立ち

至ったのである。

中国の80年代政治改革には、概ね3の潮流があったと考えられるが、筆者は中国ではじめて「政治学」を確立した中国社会科学院政治学研究所長で、当初は趙紫陽のブレーンとして「体制内改革」を推進した嚴家其が1986年6月30日『光明日報』のインタビューに答えた見解こそ、80年代の最も合理的な「政治体制改革案」であったと考える。嚴家其は、「党政分離」で共産党の一元的支配を廃止し、「横の分権」で立法・司法・行政の権力を分割し、「縦の分権」で党も政府も下部や地方に権力を移譲し、最後に、権力の侵犯できない「人権」を確立し「政治権力と社会を分離」し、公民の参政権を拡大することを求めた。^(注51)

しかし「鄧・胡・趙」体制の中で非主流派であった李鵬総理、楊尚根(軍部長老)、陳雲党規律検査委員会第一書記、王震党中央学校長などの保守・長老派は、「4つの原則」の順守と「ブルジョア自由化反対」を鄧小平に強行に申し入れ、党軍事委員会主席の地位を保持していた鄧小平はついに天安門に集結する「民主化運動」を「計画的な陰謀であり、動乱である」と決めつけ、人民解放軍による鎮圧を決定した。^(注52)1989年6月中共第13期4中全会は、趙紫陽総書記の全職務を解任し、中間派の江沢民を総書記に選出したうえで、天安門事件を「反革命動乱」と規定したのである。そして、「党グループ」「対口部、企業内党書記制」などを廃止する諸決定もすべて「趙紫陽の誤った指導思想の影響」によるものであり、これらを排除するとして、87年以前と同様な支配メカニズムが復活・継続することになってしまったのである。ここに、国家と党を分離し、特定の政治党派勢力と国家的公的権限と少なくとも区分する近代の政治原理、その前提である「国家」と「市民社会」の区別にもとづき、「市民社会」の構成員である「市民」が人権として思想の自由、言論の自由などの精神的自由をもち、その市民が「国家」を形成するという近代立憲主義の原理が中国に根付くチャンスが葬り去られた。その後、中国共産党の一党体制は、共産党自身の“変質”を自覚的に遂行しながら、2014年現在8600万人の党員を擁する「安定した」政治支配を継続しているのである。

＜中共中央の軍制改革と人民解放軍＞

鄧小平・胡耀邦・趙紫陽のトロイカ体制は、経済の「改革開放」、「政治改革」とともに「安全保障政策の

転換、軍制改革」を試みた。

1979年の「中越国境戦争」を鄧小平は華国鋒の政治指導の誤りの結果であるとして「政治的に」処理したうえで^(注53)、1982年の第12回党大会において、鄧小平党軍事委員会主席のもとで胡耀邦総書記は「新しい対外路線」を提起した。第一に、「全面戦争不可避論」に立った外交政策である“敵”を想定し、それに対する重層的な国際的統一戦線を形成するという対外政策を放棄した。胡耀邦は「全面戦争可避」論に立ち、「独立自主の平和共存5原則外交」という「全方位協調」外交を提案し、軍事戦略の重点を「全面戦争」ではなく「現代的条件下の局地戦争を戦う」ことにさだめた。実際に、鄧小平が党軍事委員会主席として「実権」を握った1978年以後、日中平和条約（1979年）では主眼点を「覇権主義反対」におき、台湾政策でも重要な変更を行った。1979年1月1日、全人代常務委員会は「台湾同胞に告げる書」で「武力統一政策」から「平和的統一政策」への転換を表明し、81年9月には、葉剣英全人代常務委員長が「一国二制度」^(注54)を一つの内容とする台湾との「平和的統一のための9項目提案」をした。これに答えて1982年の米中共同コミュニケでは、「アメリカの台湾向け武器輸出の漸次減少」が謳われた。

第二に、80年代中葉にいたると、改革開放政策によるGDPの年率10%を超える経済成長により中国沿岸部の安全保障上の重要性が増大したという情勢判断に基づき、これまでの「人民戦争論」的「積極防衛・誘敵深入」政策が否定され、「国境防衛」が軍事戦略の中心テーマとなった。今まで軽視されていた海軍を重視するように戦略が変更されたのである。それとともに、鄧小平党軍事委員会主席は、1985年の中央軍事委員会で「軍の近代化」（国防大学を設置すること、兵制に階級制を再び導入することなど）と「人民解放軍のスリム化」（100万人の兵力削減、陸軍が中心）、大軍区の4045削減）を打ち出した。そして85年9月の中共全国代表者会議は、李鵬ら多くの若手幹部を登用する一方、政治局のメンバーから軍長老が8人を引退させ、政治局における軍人は12人から5人に減少し、中央委員構成では84人（45%）を占めた軍人が57人（30%）に減らすことを決定した^(注55)。

このような安全保障政策の転換や軍制改革が、人民解放軍に与えた影響は小さなものではなかったが、人民解放軍は「軍のスリム化」を受け入れる一方、「軍

の近代化」に精力を集中した。人民解放軍が軍を近代化するためには、何よりも軍事技術とスキルの向上が不可欠であった。この軍事技術とスキルの向上に「貢献」したのがアメリカであった。米中の関係改善によって、アメリカは人民解放軍に対ソ戦略のために「中国北西部に信号傍受する基地を設立（1979年、カーター政権）し、「戦略情報の収集を中国と協力する体制を整え」、1981年にはレーガン大統領は国家安全保障決定令（NSDD11）で、「人民解放軍の戦闘能力を国際レベルまでに底上げするために、先進的な空軍、陸軍、海軍及びミサイルの技術を中国に売ることを国防総省に許可」した。そして米中は80年代中葉から、アフガニスタン、カンボジア、アンゴラにおける「反ソ勢力への秘密支援」（中国製武器の売却など）を行った^(注56)とされる。

80年代の中国の安全保障は、戦略的には米中関係改善による「対ソ戦略」における協力により中国本土に対するソ連の脅威を「抑止」し、アメリカの台湾問題での譲歩により相対的に安定したものとなった。また戦役的にはソ連の「傀儡」と見られたベトナムと戦った「カンボジアの反乱軍」に軍事支援を提供したことである。

そして、1989年にはソ連はアフガニスタンから撤退し、ベトナムもカンボジアから撤退した。

注1)「三面紅旗」とは、現在が社会主義的改造の「過渡期（であるという）の総路線」、「大躍進」運動と「人民公社化」をさす。特に「大躍進」運動は、57年末から60年にかけて鉄と穀物の大増産運動である。大躍進運動の結果、穀物生産と粗鋼生産は2倍を超えるとされたが、誇大報告もあったうえ、小型の土法高炉による粗鋼は30%以上が使い物にならないものであり、穀物生産のための「集中豪雨」的な水利事業などにより大幅減産をもたらし、地方によっては大量の餓死者が発生し、農民の生活水準は低下し、労働意欲が低下したとされる。高文謙『周恩来秘録 党機密文書は語る』上下、文藝春秋、2010年、pp.132-134

注2)

工業部門の社会主義改造

%	社会主義工業	国家資本主義工業 (公私合営)	資本主義工業
1949年	34.7	9.5	55.8
1952年	56.0	26.9	17.1
1956年	67.5	32.5	0

全国農業生産合作社の増加

	合作社総数 (万)	うち高級合作社数 (万)	参加農家 (万戸)
1950年	0.002		0.02
1952年	0.4	0.001	5.9
1956年	75.6	54.4 (90%)	11782.2
1957年	78.9	75.3	12105.2

出典：毛利和子『現代中国政治』名古屋大学出版会、2001年、34頁により整理。

注3)「平和五原則」とは、1) 領土・主権の相互尊重、2) 相互不可侵、3) 相互内政不干渉、4) 平等互惠、5) 平和共存の5原則を言う。

注4) 1958年3月、毛沢東は中国軍事科学院を創設し、葉劍英元帥を院長兼政治委員に任命し「中国の条件にもとづく核ミサイル時代の人民戦争」を研究させる。

注5) 1958年7月29日、台湾の「軍事的統一」をめぐり、中台が緊張関係にある中、台湾の蒋介石空軍機が広東省上空に偵察活動を行い、中国空軍のミグ戦闘機4機と空中戦を行い、台湾機が2機撃墜されたことを契機に、中国は福建前線の砲兵部隊が、台湾の金門・馬祖島に8月23日からの4日間で四万発以上の砲撃を行った事変である。

注6) 平松茂雄『中国の戦争』に日本は絶対に巻き込まれる』徳間書房、2008年、67頁。

注7) エドワード・ルトワック『自滅する中国—なぜ世界帝国になれないのか—145』芙蓉書房出版、2013年、116頁。

注8) 平松茂雄前掲書106頁によれば、中ソ対立が激化していたこの時期、「中国の矛先はインドとその背後にあるソ連に向けられた。事実をもって相手と決着をつける方法。それがインドに対する武力発動であった」という。

注9) さしあたり、ハンソン・ソールズベリー『ニューエンペラー』、岡田臣弘『21世紀の中国像』有斐閣選書、2001年、高文謙『周恩来秘録』前掲、毛利和子『現代中国政治』前掲などを参照。

注10) 天児慧（『新版 中華人民共和国史』岩波新書、2013年）81頁は、特に建国後10年の間に革命の貢献度による個人を分類する「紅5類・黒5類」、「学歴主義」、党官僚支配などの「社会的不平等の制度化」の進展から「疎外・排除」された紅衛兵や、契約工・臨時工などのフラストレーションに、毛沢東の「空想的非科学的な平等主義」はだれでも「文化大革命に参加できる」という「幻想」（すなわち「毛の『希求する理念』建設と積極的な民衆の社会変革とが結合した」運動）を

あたえ、それが膨大な人民の動員を可能にした土台であるとする。しかし他方、高文謙前掲書によれば、文革の大衆運動は「毛沢東一人で演出する『下から上への奪権』のトリック」であり、文革は本質的に「神となりつつあった」権威を持つ毛沢東の保身と権力奪取のための闘争であったとのべる。また、天児慧が高く評価する毛沢東の「平等主義」は、1967年2月に38の造反組織によって全市規模の臨時政府組織を作ったいわゆる「上海コミューン」に対し、毛沢東は「一つまみの実権派に対する奪権闘争」とであると評価したが、その1週間後には「コミューン」の名称に「不同意」を与えた。それは全面的な選挙による新しい権力機構の創設と云うコミューン原則が、党と軍による中央集権の支配に不利益になると判断したからである。

注11) 「党中央軍事委員会」と「軍総政治部」とは、のちに詳述する予定であるが、中国の一元支配体制の重要な規律である「党政不分」（党支配と政治・行政は分割できない、「党の軍隊」というルール）「党企不分」（党支配と企業統治は分割できないルール）の原則にもとづく党の軍事指導組織（トップは文民である総書記）である「党中央軍事委員会」と軍隊内部の軍人の党グループ（これが「軍総政治部」である）の両者の連名による「指示」であることを示す。

注12,13) 高文謙、前掲書（上）、272頁以下、317頁などによる。

注14) 中国は、文革期にも1966年10月核弾頭の短距離ミサイル搭載に成功し、12月には水爆実験を行い、1970年に人工衛星「東方紅」を打ち上げ、中距離弾道ミサイル（IRBM）の開発を成功させていた。マイケル・ピルズベリー『CHINA2049』、日経BP社、2015年参照。

注15) 林彪のクーデタ未遂事件は、不可解な点が多くなお全貌は不明であるが、天児慧前掲書、99頁によれば「基本的には拡大化する林彪の権力（統帥権掌握のために国家主席を狙う林彪）とそれに反発を強めた毛沢東の権力とが密室でぶつかりあった隠微で熾烈な権力闘争」であったと言う。

注15) 平松茂雄、前掲書、133、139頁参照。

注16) 中国は、ソ連が「修正主義」から「社会帝国主義」に変質し「最も危険な存在」となったとみる。そのため、70年代の中国外交は「反覇権主義国際統一戦線」を提唱していたが、ベトナム戦争で苦慮していた米国との協調を優先し、ベトナム支援を軽視し、「反覇権主義」は実質上「反ソ」戦略を意味した。

注17)マイケル・ピルズベリー『CHINA2049』、86頁。

注18)高文謙前掲書。

注19)1972年2月の「米中共同コミュニケ」(上海コミュニケ)は、①体制間の相異を相互に認め「平和五原則」にもとづき国際問題及び2国間問題を処理する。②米中ともアジアで派遣を求めない。③「中国は一つであり、台湾は中国の一部である」と云う中国の認識を米国は認識する。④米中の関係正常化はアジアと世界の緊張緩和に貢献する、という4項目である。

注20)日米安保「瓶の蓋」論とは、日米安保条約にもとづく在日米軍は、日本軍国主義復活という「瓶」に「蓋」をする機能を持つという議論である。

注21)日中国交正常化では、①中国は日中戦争の対日賠償請求権を放棄する。②日本は中華人民共和国が中国を代表する唯一の合法政権であることを承認する。さらに同伴した大平外相が「不正常な状態が終了した」として「事実上の戦争終結＝講話」を宣言した。

注22)華国鋒は、1976年毛沢東死去の後、毛沢東の遺言とされる「あなたがやれば私は安心だ」という一言を正当性根拠として、党主席・党中央軍事委員会主席・國務院総理についたが、「毛主席の決定したことはすべて守る」(「二つのすべて」)としながら「経済建設も進める」という相矛盾する「無謀」な政策をとっていたが(岡田臣弘『21世紀の中国像』2001年、有斐閣選書、58頁)、鄧小平は78年6月「全軍工作会議」、9月「地方幹部会」の重要講話で、『实事求是』を核心とし「毛沢東の旗を掲げて毛沢東派を叩く」手法で文革の見直しに着手し、文革犠牲者幹部の「名誉回復」し実質上の政治権力を掌握した。

注23)1978年12月18日の第11期第3中全会とは、中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議であり、同会議は「大規模な嵐のような大衆的階級闘争は既に基本的に終わった。全国的範囲で林彪、“四人組”を摘発・批判する運動が基本的に勝利したことで、79年からの全党の活動の重点を社会主義近代化の建設に移す」「農業、工業、国防、科学技術の4つの近代化の実現には、生産力の大幅な向上が必要であり、生産力の発展に照応しない生産関係と上部構造を変える必要があり、不適当なすべての管理方式、活動方式、思想方式を変える必要がある。従って、それは幅広い深刻な革命である」という異例の国民向けコミュニケを発表した。

注24)1978年の日中平和条約締結交渉において、鄧小平は、日本の福田首相や園田外相に対し「日中はともに自衛

力を強化すべきである」「ベトナムのカンボジア侵攻を憂慮し、中国は日米安保条約と自衛隊の発展に賛成する」とのべた。ソ連寄りとされていたベトナムについて「対ソ戦略」から日本の自衛力の増強を支持したものであろう。

注25)ニクソン・フォード・カーター・レーガン・ブッシュ政権で継続されたアメリカの「対中支援」政策については、マイケル・ピルズベリー『CHINA2049 秘密裏に遂行される「世界覇権100年戦略」』を参照。1970年から1979年1月の米中国交回復にむけて、米国は中国の国際社会復帰や国連代表権授与などに尽力したが、安全保障政策としては中国の「一つの中国」論に賛成せず「一つの中国、一つの台湾」論を維持し、1979年に「台湾関係法」を制定し、台湾への「武器供与」を可能にするとともに軍事的には「戦略的曖昧」政策を継承していた。

注26)1979年2月の「中越戦争」は、ベトナムがカムラン湾寄港をソ連海軍に認め、在越華僑を中国に送り返す姿勢を取ったところ、中国は鄧小平の指導のもと、これを「恩を仇で返す行為」だとして「懲罰を与えるために」「自衛反撃戦争」としてベトナムに攻め込んだが、中国は苦戦し、3月には全軍が撤退した。「小国」に対する中国の特殊な「積極的自衛」という覇権主義が示された戦争である。

注27)マイケル・ピルズベリー、前掲書、112頁。

注28)マイケル・ピルズベリー、前掲書、第3章参照。

注29)「政治軍閥」的軍隊については第4章で詳述する予定であるが、中国の14億に達する人口を統治する25に及ぶ行政部局、7軍区の人民解放軍、地方政府、国有企業に対する中央政府の政治的統制のメカニズムは、それ自体大きな研究対象である。ここではさしあたり次のことが言えるだろう。中国の統治メカニズムにあっては、基本的な規律であってもすべてが法制によって規定されているわけではなく、一党支配体制のもとでの重要な統治システムは「党政不分」「党企不分」という規律と共産党組織の中に設けられる行政組織別、企業別の指導組織である「対口部」と各行政組織や企業ごとに組織される「党グループ」という組織によって運用されている。「中央」(中央には国家「中央」と党「中央」がある)による「地方」「行政部門」「国有企業」などにたいする「業績人事考課」システムによる統治が基本的なメカニズムである。「業績人事考課」システムとは、行政部門や地方の幹部或いは国有

企業責任者にそれぞれの目標は厳格に付与するが、目標達成方法については広範な裁量権をあたえ、幹部や責任者が達成した成果を中央/地方の人事考課に反映させるという統治方法である。人民解放軍もまたこのようなメカニズムとシステムの規律によって行動しており、軍区或いは軍事部門における「トップ」の裁量が機能することによって、文化大革命の時期にはとくに軍の部隊がトップの裁量によって個別に政治化した。これが人民解放軍の「政治的軍閥化」と筆者が考えるものであり、このような「軍閥」は改革開放の時期には、国有財産の私物化、汚職の単位として機能していると筆者は観察している。

注30) 中共第11期第6中全会の「建国以来の党の若干の歴史的問題に関する決議」は、文革は「毛主席が呼びかけ指導したもので・・・党と国家と各民族人民に多大な災難をもたらした内乱である。・・・いかなる意味においても革命とか社会進歩ではなかった」と断定している。

注31) 『中国情報』2014年版、2015年版、何清漣『中国現代化の落とし穴』草思社、2002年、朱建榮『中国 第三の革命』中公新書、2002年など。

注32) 何清漣『中国現代化の落とし穴』草思社、2002年による。本書は、中国の経済発展を「資本主義の本源的蓄積」というマルクス主義的視角から叙述した大著であり、中国の富豪がどのような段階を経て発生したのかをしめす豊富な事例が紹介されている。

注33) エズラ・ヴォーゲル『中国の実験』日本経済新聞社、1991年。本書は1978年から88年までの10年間、6千万人の広東省の「改革開放」の「実験」を極めて肯定的に叙述している。

注34) エズラ・ヴォーゲル『中国の実験』511頁。

注35) 何清漣『中国現代化の落とし穴』草思社、2002年。

注36) 前者は『鄧小平文選』第3巻111頁、後者は、「同文選」第3巻203頁。

注37) 「個人経営経済」は搾取労働を認めない観点から雇用労働者数は8名迄に制限されていたが、「私営経済」はその制限を撤廃した。

注38) 中国経済改革研究基金会国民経済研究所・王小魯など「中国経済の成長パターンの転換と成長の持続可能性」『理論中国』2012年9月14日

注39) 別冊歴史読本『激動の中国 人民解放軍』新人物往来社、1989年特別増刊号。

注40) 區龍宇（朝日新聞）によれば、天安門事件の「共産党

にとっての本当の脅威は学生ではなく、一緒に立ちあがり、党官僚の腐敗を批判し、待遇改善を求めた国有企業の労働者である。・・・事件後国有企業民営化で、彼らは切り捨てられた」

注41) 1989年4月～6月の「第二次天安門事件」は胡耀邦前総書記の追悼と名誉回復を求める学生・知識人の運動から盛り上がり、その運動を鄧小平は4月25日「計画的な陰謀であり、動乱である。その実質は党の指導と社会主義を根本から否定するところにある」と断定したのにたいして、北朝鮮から帰国した趙紫陽総書記が「動乱ではなく、愛国的な民主運動である」と発言し、中ソ関係改善のためのゴルバチョフ訪中（5月15日/18日）に合わせた天安門の百万人を超える5月19日の集会にいった趙紫陽は「来るのが遅かった」という言葉を残して、以後公の場から姿を消したという。また、趙紫陽総書記の政治秘書である鮑彤が民主化運動側の一部知識人と「コンタクトをとって党内闘争の情報をリーク」したとして20年の刑が言い渡されたという。朱建榮『鄧小平は死なず』講談社、1995年、174頁。

注42) 「洋躍進」とは、欧米の最新技術を大量に購入し国家財政の負担を増大させた経済政策のことである。

注43) 中国の最高政治決定機関である中共中央政治局常務委員会の意思決定は、常務委員（チャイナ・セブンと云われる常務委員が全人代部門、公安司法部門、経済部門、国務院部門「総理」、軍事部門、党の組織・人事部門、政治協商会議・社会団体部門を担当する責任者である）の多数決で決定されることを「集団指導体制」とする。

注44) たとえば、1958年6月10日「中共中央指示（対口部関係）」は「中共政治局に、財政・経済、政治・法律、外事、科学の5の小組（これが対口部である）を設け、それぞれに対応する政府部門を直接指導する体制をつくること」と述べる。また、鄭謙『現代中国政治体制の発展の概要』によれば、1960年代半ばには、「司法系統の各分野の権力はほとんど党の各レベルの機関に移り、逮捕から裁判に到るまで党委員会（党グループのこと）もしくは党の政法小組が決定しないと執行できず、司法機関は実質的に党の執行機関になってしまった」とされる。

注45) さまざまな分野とレベルの「党委員会（党グループ）」については、党規約による定めがある。たとえば、1977年中共第11回大会採択の党規約14条は「国家機関と人民団体内に党グループを設ける。中央レベルの国

家機関と人民団体の党グループのメンバーは党中央が指名する」とさだめ、1978年4月5日「党中央の補充通達」は、「党グループの任務」として、「所属単位の活動の報告、政策文書の作成、建議」、「所属単位の指導幹部の管理と任免」「所属単位の政治思想工作、党活動の指導」、「その他の日常的な行政事務の指導」を列挙している。

注46)「中共中央が管理する幹部職務」は以下のようである。

- ① 行政幹部：行政・司法・立法の国家機関や企業で一定のランク以上の公職につく者
- ② 党・大衆団体幹部：党・大衆団体の専従活動家のうち一定ランク以上の者
- ③ 専門幹部：生産、医療、文化教育分野における一定ランク以上の専門家
- ④ 軍隊幹部

注47)毛利和子『現代中国政治』名古屋大学出版会、2001年、161頁。

注48)「党政不分」「党企不分」の大原則の発生と中断、その後の復活過程は、中国共産党の党員数が1949年の450万人から2014年の8779万人に到るまで一貫して増大し続けている事情と2002年の中国共産党の「国民政変」への変質、そして「権貴＝党官僚」資本主義の発展プロセスと構造的腐敗現象と結びつけて考察されねばならない重要な研究課題である。さしあたり本稿は、唐亮「中国の行政機関における党グループ」『アジア研究』第38巻第2号、1997年、同「中国共産党の行政担当機構」『アジア研究』第33巻第9号、1992年、毛利和子『現代中国政治』、『中国共産党執政40年』、何清璉『中国現代化の落とし穴』などに依拠している。

注49)趙紫陽総書記は、1987年第13回党大会の「政治報告」で、「多くの国が資本主義の条件下で実現した工業化と生産の商品化」を実現する「社会主義の極めて長い初期段階」は「少なくとも百年はかかる」としたうえで、7人以下の自営業の「個体経済」にくわえ、8人以上の雇用労働者を持つ「私営経済、経営請負、外資合弁、外資単独経営」をみとめ「改革開放経済」を促進するとともに、「党と行政の指導系統の重複」を排除するために行政機構内部の「党グループ」の段階的廃止と、党の国家に対する指導を「重大な政策決定への政治指導」と「国家・政府機関に重要幹部を推薦すること」に限定する報告を行った。

注50)1986年9月、胡耀邦の意向を受けた党内序列12位の胡啓立党中央常務書記が、上海で「民主・人権にはブル

ジョア的、社会主義的区別はない」と学生を鼓舞したという。また趙紫陽の政治秘書鮑彤が「民主化運動側の一部知識人とコンタクトをとって党内情報をリークした」とされ、後で懲役20年の刑が言い渡されたという。朱建榮『鄧小平は死なず』講談社、1995年、175頁。

注51)80年代のいわゆる「民主化要求」には、第一に、共産党の指導を不可侵としたうえで「指導制度の改革」「行政の効率化」「経済各のために政治改革」を求める鄧小平の提起、呉偉「中国の特色を持つ社会主義的民主を建設しよう」『鄧小平の政治体制改革思想研究』、朱日耀「中国の伝統政治文化の構造及びその特徴」『政治学研究』6号、1987年など、第二に、共産党の政治権力の相対化を狙う、文革時代の『李一哲の大字報』、魏京生の「人権・平等及び民主主義」『探索』1979年3月号、廖蓋隆（中共中央党史研究室主任）の「庚申改革案」は「二院制の導入、中央政治局の廃止、自主的労組、農民組合の結成などを提起」、寧夏大学副学長・呉家麟は「完全な普通選挙」を求める。1986年には、安徽省合肥市科学技術大学（副学長・方励之）、社会科学院蘇紹智などから発せられた鄧小平の「ブルジョア自由化反対」に抗議する17省150大学に及ぶ学生運動は「言論、報道、デモの自由、選挙制度改善、生活改善などの要求」を掲げた。第三に、鄧小平を「老いて愚昧な独裁者」「独裁主義、封建主義打倒」を掲げた「5・17宣言」（1989年）である。

注52)岡田臣弘『21世紀の中国像』2001年、有斐閣選書、100頁。別冊歴史読本『激動の中国 人民解放軍一銃口を開いた政権の行方』新人物往来社、1989年

注53)中越戦争が党軍事委員会主席であった鄧小平の承認を得ることなく行われたとするのは考え難いことである。

注54)「一国二制度」案は鄧小平の発案と云われる。

注55)中央委員に登用された若手幹部の中には、胡耀邦の基盤である共産主義青年団出身者が3名含まれていた。胡耀邦体制と人民解放軍の軋轢が拡大したと言われる。

注56)マイケル・ピルズベリー『CHINA2049』日経BP社、pp.112-119

参考文献

- 1) 高橋杉雄（防衛研究所主任）「米国の『リバランス』とアジア太平洋地域の安全保障」2012年

- 2) 藤木剛康「オバマ政権のアジア基軸戦略」『立教アメリカンスタディ』35号、2013年
- 3) 松井一彦（国会図書館、第一特別調査室「東アジアの安全保障と多国間協力」『立法と調査』2007年
- 4) 森本 敏「米国のアジア重視政策と日米同盟」2012年3月、『国際問題』No.609
- 5) 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書、平成26年5月15日
- 6) 閣議決定「防衛装備移転三原則」「同運用指針」平成26年4月1日
- 7) 閣議決定「平成26年度以降にかかわる防衛計画の大綱について」平成25年12月17日
- 8) 河上高司（拓殖大学・）「オバマ政権の対中戦略の転換」『東京財団・政策提言』2011年4月7日
- 9) 佐橋亮「垣間見えたアメリカの対中戦略―「関与」と「備え」慎重にバランス」2013.7.1
- 10) 川上高司「オバマ政権の対中戦略の大転換」東京財団政策研究・提言、2011.4.7
- 11) 中居良文（学習院大学）「オバマ二期目の対中政策」『問題と研究』第42巻1号、2013年。
- 12) 梅本哲也「中国の台頭と米国の外交・安全保障政策―「アジア回帰」の背景」2011年
- 13) 日本経済研究センター『グローバル長期予測と日本の三つの将来』日本経済研究センター、2014年
- 14) 東京財団アジアの安全保障プロジェクト『日本の対中安全保障戦略』、東京財団、2011年
- 15) 山本吉宣・納家政嗣・井上寿一・金子将史『日本の大戦略―歴史的パワーシフトをどう乗り切るか』PHP研究所、2012年
- 16) 上野英詞「米中軍事衝突シナリオとアジアの同盟体制～2つの米シンクタンク報告書から～」『海洋情報：FROM THE OCEANS』2012年。
- 17) 高文謙『周恩来秘録 党機密文書は語る』上下、文芸春秋、2010年。
- 18) 富阪聡『中国を毒にするも薬にするも日本次第』飛鳥新書、2012年。
- 19) 毛利和子・園田茂人編『中国問題―キーワードで読み解く』東大出版会、2012年
- 20) 毛利和子『現代中国政治』名大出版会、2001年
- 21) 遠藤誉『拝金社会主義』ちくま新書、2010年
- 22) 清水美和『中国問題の核心』ちくま新書、2011年
- 23) 文芸春秋編『「大中国」はどうなる』文芸春秋社、1996年
- 24) 寺島実郎『大中華圏』NHK出版、2012年
- 25) 朱建栄『中国2020年への道』NHKブックス、1998年
- 26) 朱建栄『鄧小平は死なず』講談社、1995年
- 27) 矢吹晋『中国人民解放軍』講談社選書メチエ、1996年
- 28) 矢吹晋『巨大国家中国のゆくえ』東方書店、1996年
- 29) 副島隆『中国赤い資本主義は平和帝国を目指す』ビジネス社、2008年
- 30) リチャード・マグレガー『中国共産党―支配者たちの秘密の世界』2011年
- 31) 平松茂雄『江沢民時代の軍事改革』勁草書房、2004年
- 32) 平松茂雄『「中国の戦争」に日本は絶対に巻き込まれる』徳間書店、2008年
- 33) 趙宏緯など『中国外交の世界戦略』2011年、明石書店
- 34) ジョセフ・P・クライン「変貌する米中通商関係」、フォーリン・アフェアーズ編『次の超大国・中国の憂鬱な現実』朝日文庫、2003年
- 35) ロバート・D・ホーマツ、エリザベス・エコノミ、ケビン・G・ニーラー「中国の貿易自由化と米中関係の行方」、フォーリン・アフェアーズ編『次の超大国・中国の憂鬱な現実』朝日文庫、2003年
- 36) 国分良成編『中国全球化が世界を揺るがす』ウエッジ、2000年
- 37) デイビット・マリオット、カール・ラクロア著、中谷和男訳『中国が偉大になれない50の理由』2008年、ランダムハウス講談社、2008年
- 38) 陳恵運『わが祖国中国悲惨な現実』飛鳥新社、2006年
- 39) 遠藤誉『拝金社会主義』ちくま新書、2010年
- 40) 矢吹晋『巨大国家 中国の行方』東方書店、1996年
- 41) 岡田臣弘『21世紀の中国像』2001年、有比較選書
- 42) エドワード・ルトワック『自滅する中国―なぜ世界帝国になれないのか―145』芙蓉書房出版、2013年
- 43) 宮崎正弘『中国のバブル崩壊が始まった』海竜社、2013年
- 44) 朱建栄『中国 第三の革命』中公新書、2002年
- 45) エマニュエル・トッド「腐敗は『頭部』から始まっている」『中央公論』2014年5月号
- 46) 宮家邦彦・加茂具樹「中国共産党崩壊のシナリオはありうるか」『中央公論』2014年5月号
- 47) 矢吹晋「アジアインフラ投資銀行の外交的敗北に際して虚心坦懐に中国を見つめなおそう」『中国情報2015』、2014年
- 48) 陳光誠「恐怖による支配はやがて瓦懐する」『中央公

- 論』2014年5月号
- 49) イヴ＝マリ・ローラン『バルカン化する世界』日本経済新聞、1994年
 - 50) 土屋英雄「中国の憲法改正」『レファレンス』、2004年9月号
 - 51) 土屋英雄「中国の憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情3』2003年12月
 - 52) 成文堂、田中信行第1章「中国法の形成と構造的特質」、小口彦太・田中信行著『現代中国法（第2版）』2012年所収。
 - 53) 木間正道・孝中延夫・國分典子編『アジアの憲法入門』2010年、日本評論社。第三章アジア編石塚迅執筆。
 - 54) 森 健「ベトナム海軍元中將『我々は戦場に向かう用意がある』』『文芸春秋』、2014年7月号
 - 55) 森 功「フィリピン上院国防委員『日本はアジアの国々と安全保障条約を結べ』』『文芸春秋』2014年、7月号
 - 56) エマニュエル・トッド「幻想の大国を恐れるな—中国は経済的にも軍事的にも『帝国』ではない」、『文芸春秋』2015年10月号
 - 57) 船橋洋一・デイヴィッド・ピリング「バブル崩壊とAIIBの吉凶」、『文芸春秋』2015年10月号
 - 58) 城山英巳「天津大爆発—癒着と政治闘争の果て」『文芸春秋』、2015年10月号
 - 59) 青沼陽一郎「食糧政策大転換に追い込まれた」『文芸春秋』2015年10月号
 - 60) 加藤隆則「習近平が毛沢東をマネた『ごろつきの掟』』『文芸春秋』、2015年10月号
 - 61) 中西輝政「日米中動乱の幕開けと中国の野望『驚愕の本質』」、『正論』平成27年8月号
 - 62) 用田和仁「日本よ、軍備大増強の決断を—米軍再編の真実」『正論』平成27年8月号
 - 63) 湯浅博「米国の対中『口だけの介入』の元凶—オバマの外堀は埋まった」、『正論』平成27年8月号
 - 64) マイケル・ピルズベリー「アメリカは中国に騙された」、『WILL』2015年11月号
 - 65) 藤井巖喜『米中代理戦争の時代』、PHP、2007年
 - 66) 中嶋嶺雄・古森義久『米中新戦争』、ビジネス社、2006年
 - 67) フランソワ・ジョワイヨー『中国の外交』。白水社。クセジュ文庫
 - 68) ベンジャミン・フルフォード『アメリカが日本にひた隠す日米同盟の真実』、青春出版社、2014年
 - 69) 日高義樹『中国に振り回されるアメリカ』、PHP、2000年。
 - 70) 日高義樹『米中軍事同盟が始まる』、PHP、2010年。
 - 71) 稲垣清『中南海』。岩波新書、2015年。
 - 72) 中西輝政『帝国としての中国』東洋経済新報社、2004年
 - 73) 矢板明夫『習近平』、文藝春秋社、2012年
 - 74) 宮崎正弘『「中国の時代」は終わった』海竜社、2014年
 - 75) 荒井利明『江沢民政権の行方』亜紀書房、1999年
 - 76) 増田弘・波多野澄夫編『アジアの中の日本と中国』山川出版社、1995年
 - 77) 黄文雄『日本支配を狙って自滅する中国』徳間書房、2010年
 - 78) 春名幹男『米中冷戦と日本』PHP、2013年
 - 79) 温鉄軍（中国人民大学教授）研究グループ「中国は世界秩序を変えうるか」『世界』2015年6月号
 - 80) エズラ・ヴォーゲル『中国の実験』日本経済新聞社、1991年
 - 81) 別冊「歴史読本」『激動の中国 人民解放軍』1989年

“China’s military & the U.S.-Japan alliance in 2030” and Japan’s Right to Collective Defense (2)

Toshimichi Furukawa*

Abstract

In this paper, the security policy and social development of China between 1948-1992 is analyzed. The security policy of China is conditioned on the intention of the leader of the Chinese Communist Party at each developmental phase and on his governmental power to control the Peoples Liberation Army (PLA). From 1948-1965, China had a socialized economic system based on the “Great Breakthrough Movement.” At the same time, China’s security policy was the “Five Principles of Peace” and projected that the PLA would reform the army to a Soviet-style. From 1966-1978, Mao Ze-dong sought real political power and conspired with some corps of PLA. As a result, Chinese society deteriorated into the state of “civil war.” At that time, China went to war against the Soviet Union over the China/Soviet Union border. From (1979-1989), the Chinese economy developed rapidly, and, in Beijing, the “Movement for Democratization” broke out in 1989.

Key words: “Socialistic” Reform, Great Cultural Revolution, “Reformation and Openness,” Peoples Liberation Army (PLA), 80 year, Tiananmen Square Massacre

*Osaka College of Social Health and Welfare
Contact Address : Toshimichi Furukawa
〒590-0013 1-2-7 Shinonomenishi-Machi, Sakai-ku, Sakai City, Osaka
Osaka College of Social Health and Welfare
Department of Care and Welfare